

# 和歌山市立和歌山高等学校いじめ防止基本方針

## いじめの防止等の学校の取組

### (1) いじめの防止等の対策のための組織

- ① いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織を設置する。
- ② 学校対策組織の構成員は次の通りとする。  
校長、教頭、生徒指導部長、人権・同和教育部長、学年主任、養護教諭、教育相談室長  
※ 必要に応じて、スクールカウンセラー等  
※ 定例の学校対策組織の会議は、原則として学期に1回開催する。  
※ いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班、対応班を編成し対応する。
- ③ 学校対策組織は次のような役割を担う。
  - I. 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
  - II. いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - III. いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - IV. いじめの疑いに係る情報があったとき緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

### (2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

#### ① 人権教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、人権教育の充実を図る。また、ボランティア活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と人権感覚を養い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

#### ② 生徒会活動の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力が身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

#### ③ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このこと

をしっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な智識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意識や態度、行動力を育成する。また、生徒一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

#### ④ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や教科内だけでなく教科の枠を越えて授業研究を行うなど指導方法の工

夫・改善に努める。

⑤ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共有コミュニティや学校評議委員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

⑥ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招くなど、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

① 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から教職員間の情報交換を密にして、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

I.いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを6月、10月、2月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導部長等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

また、学級日誌等、教職員と生徒の間で交わされているものを活用する。

II.教育相談体制の充実

定期テスト終了後の個人面談、三者懇談、カウンセリング月間を活用し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒の思いや不安・悩みを十分に受け止め速やかに適切な対応をする。また、スクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

② 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する

I.安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

II.事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合、直ちにいじめの事実の有無の確認をする。

III.指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又その保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

IV.情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実確認が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

### ③ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

### ④ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

### (4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力が身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（4月、8月）、校内研修を行う。

### (5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

### (6) 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

### (7) 取組の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

## ◎ 重大事態への対処

### (1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のような

いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- I. 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- II. 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- III. 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- IV. 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

学校いじめ防止対策年間計画

市立和歌山高等学校

	1学期					2学期			3学期	
	4月	5月	6月	7月	8月	10月	11月	12月	2月	3月
1年	学年集会 現職教育	育友会総会	アンケート(生活・いじめ) 保護者会 教育相談	保護者会	現職教育	アンケート(生活・いじめ) 教育相談	学校公開週間 学校評議会・学校関係者評価委員会	保護者会	アンケート(生活・いじめ) 教育相談	学校評議会・学校関係者評価委員会 職員会議(反省と課題)
2年										
3年										